

※本案件は、2022 年 1 月 12 日、2 月 9 日公示、コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ 2（種子生産／栽培）（調達管理番号 21a01049）の再々公示となります。

公示日 : 2022 年 4 月 6 日(水)

調達管理番号 : 21a01049

国 名 : コートジボワール

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ 2（種子生産／栽培）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 種子生産／栽培
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 5 月下旬から 2023 年 7 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 8.33、国内 1.90、合計 10.23
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 7 日、現地業務 60 日、国内整理 8 日
- ・ 第 2 次 国内準備 0 日、現地業務 80 日、国内整理 8 日
- ・ 第 3 次 国内準備 0 日、現地業務 45 日、国内整理 8 日
- ・ 第 4 次 国内準備 0 日、現地業務 65 日、国内整理 7 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の32%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2022年4月20日(水)（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ
➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

☆ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」
別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き
https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

☆ 評価結果の通知：2022年5月9日(月)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	種子生産／栽培に係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	仏語圏アフリカ／全途上国
語学の種類	英語（仏語ができればなお良い）。 注）英語のみならず仏語も資格認定書を有する場合は、仏語の認定書も

	添付すること。
--	---------

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

コートジボワール共和国（以下、「コートジボワール」）は国土の大部分が熱帯モンスーン気候に属し、南部の平均降水量 1,600～2,200mm、月平均気温 25.0～28.3 度という恵まれた自然環境により農業生産のポテンシャルが高く、農業は GDP の 21%を占め、労働人口の 36%が従事している。生産される食用作物はヤムイモ・キャッサバ・コメ等多様にある中、コメだけが輸入に依存しており、国内消費量 275 万トン（2018 年）のうち、約 50%を輸入している¹。

コートジボワール政府は「国家開発計画」（2016 年～2020 年）の中で、「農業の競争力強化及び生産者の収益向上、食糧安全保障」を掲げている。また、国家農業投資計画（PNIA）フェーズ 2（2017-2025）が 2017 年 11 月に策定されており、GDP の 21%を占める農業を、競争力がありかつ持続可能な基幹産業として育成し、その発展の恩恵が広く共有されることを目指している。PNIA フェーズ 2 は、①一次産業の発展、②環境に配慮した生産システムの強化、③農業地域の発展や市民の福利を志向した包括的な成長を戦略的目標として掲げ、7 年間で 4.3 兆 FCFA（約 0.8 兆円）を同分野に投資する予定にしている。

特に稲作部門においては、2007-2008 年の国際的な食料価格高騰を背景に、2008 年に国家稲作振興戦略（SNDR）が策定され、2011 年にその改訂版「SNDR 2012-2020」を発表している。SNDR においては、「コメの自給達成及び輸出国への転換」というビジョンを掲げながら、①持続可能な国産米生産システムの確立、②国産米の付加価値化、③政策策定者、バリューチェーンアクター、及びアクター間の連携体制確立を柱に国産米振興に取り組んでいる。

このような状況下、JICA は 2014 年より国家コメセクター開発機構（ADERIZ）を C/P 機関として、技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクト（PRORIL）」（2014 年～2020 年）を実施し、稲作・精米技術の向上や優良種子・クレジットといった投入へのアクセスの改善、バリューチェーン関係者の連携強化、国産米販売促進活動を通じた、コメ生産量及び販売量の増加に取り組んでいる。この結果、対象農家の生産量及び販売量が事業前と比べ 50%増加した他、金融機関のコメ分野への参入促進、バリューチェーン関係者の連携強化などの成果が表れている。今後、さらに国産米振興を促進するためには、コメバリューチェーンの中でも国産米販売意欲の高い精米業者・販売業者へのコメ集積を図るための金融サービスの拡充、国産米の質の向上のための種子生産、収穫後処理の改善などが必要である。また、安定的な生産・収穫のためには適切な農業機械の導入及びメンテナンス技術の向上や農業機械サービスの発展が必要である。

¹ 以下、コメ需給データの出典は USDA : PS&D Online (2019)

こうした背景のもと、コートジボワール政府はPRORILのバリューチェーンにおける活動成果の拡大及び持続的な農業機械化を図るため、国産米振興を目的とした技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクトフェーズ2（PRORIL2）」を我が国に対し要請した。

本プロジェクトでは、投資可能な国産米サプライチェーン（SC）の確立を通じて、コメの販売量と質を向上させることを目的としており、そのための対象SCの良質種子の生産・使用能力の向上に本専門家の活動は貢献するものである。

（１）「国産米振興プロジェクトフェーズ2（PRORIL2）」の概要

- ① プロジェクト実施期間：2021年2月～2026年2月（5年間）
- ② プロジェクト目標：投資可能な²国産米サプライチェーン（SC）の確立を通じて、コメの販売量と質が向上する。
- ③ 期待される成果：
 - 成果１ 最適化された農業金融サービスが国産米 SC に供給される。
 - 成果２ 持続可能な農業機械サービスの体制が確立される。
 - 成果３ 対象 SC の良質種子の生産・使用能力が向上する。
 - 成果４ 対象農家、精米業者、流通業者の収穫後処理・品質管理技術が向上する。
 - 成果５ 成果１～４を通じて確立された SC 強化にかかる活動が他の国産米 SC に広がる。
- ④ 対象地域：
全国
- ⑤ 実施機関／カウンターパート機関
責任機関は、農業農村開発省（MEMINADER）、実施機関は国家コメセクター開発機構（ADERIZ）となる。
- ⑥ 本プロジェクトチームの人員構成
本プロジェクトは JICA 直営専門家 4 名（チーフアドバイザー（シャトル派遣）、農業機械アドバイザー（シャトル派遣）、コメバリューチェーン／マーケティング（2022 年 2 月～派遣中）、業務調整員（2021 年 11 月～派遣中））で構成される。また、協力期間中に本専門家以外に複数名の短期専門家（農業機械・収穫後処理、SHEP アプローチを活用したコメバリューチェーンの構築、農業金融、中小企業振興等）の派遣を予定している。

7. 業務の内容

プロジェクト対象地域の種子生産農家への研修、指導を通じ、同地域へ水稻の高品質種子を供給すると共に、支援対象 SC に参画する米生産農家（及び必要に

² 英語ではBankableと表し、ここでは収益性が高くリスクが管理できる、即ち投資が可能な状態をさす。

応じて所属する生産者グループ)に対して、栽培技術指導を行う。実施に関しては業務負荷を勘案し、チーフアドバイザーと協議の上、現地コンサルタントの備上も検討する。なお、現地コンサルタント雇用に係る費用は、プロジェクトが有する在外事業強化費より支出する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2022 年 5 月下旬～6 月上旬)

- ① 要請背景・内容、案件のイネ種子・栽培分野の支援に係る基本的な考え方を把握 (要請書・関連報告書、詳細計画策定調査報告資料、種子生産専門家報告書、他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料・情報)、分析する。
- ② 本契約期間全体の業務内容を整理し、ワークプラン (案) (英文または仏文) を作成し、JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所およびプロジェクトチームへ電子データで提出する。なお、ワークプラン (案) ではプロジェクトチームの一員として本専門家が求められている項目を達成するための、具体的な計画を記載すること。
- ③ JICA 経済開発部と現地業務前打合せを行う。

(2) 第 1 次現地業務期間 (2022 年 6 月上旬～8 月上旬)

- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P 機関、JICA コートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン (案) を修正・更新し、承認を得る。
- ② 稲作セクターの関連政府機関と打合せを行い、稲作開発戦略と関係機関のニーズを再確認する。
- ③ CP と共に種子生産農家を支援するため以下の活動を行う (2022 年雨季作)。
 - ア) SC グループが作付けすべき優良品種の選定および栽培方法・販売動向の把握
 - イ) 上記ア) で選定した優良品種の G3 / G4 種子入手方法の再確認および種子の入手。
 - ウ) 上記イ) にて G3 種子入手の場合は 2023 年乾季作/2024 年雨季作用 G4 種子の生産
 - エ) 既存種子生産農家の確認および新規 SC グループ種子生産農家の選定
 - オ) 上記エ) で選定した新規 SC グループ種子生産農家等を対象に種子生産トレーナー研修 (講義・実習) および農業経営研修を実施する。
 - カ) 実施した研修を踏まえて研修資料等のアップデートを行う。

- キ) 既存および新規種子生産農家が種子生産を開始するためのファシリテーションを行い、栽培状況をモニタリングしつつ指導・助言を行う。併せて、ファシリテーション、指導・助言についての CP への技術移転を行う。
- ④ 対象コメ生産農家を支援するための以下の活動を行う(2022 年雨季作)。
 - ア) SC グループが作付けすべき優良品種の選定および栽培方法・販売動向の把握
 - イ) 上記ア) で選定した優良品種の R1 種子入手方法の確認および種子の入手
 - ウ) SC グループにおける対象コメ生産農家の把握
 - エ) 上記ウ) で選定したコメ生産農家等を対象に米生産トレーナー研修(講義・実習)を実施する。
 - オ) 実施した研修を踏まえて研修資料等のアップデートを行う
 - カ) 栽培状況をモニタリングしつつ指導・助言を行う。併せて、指導・助言についての CP への技術移転を行う。
 - キ) 対象コメ生産農家向けの米生産指針案を作成する。指針については生産農家単位での栽培工程のみならず、生産リスク低減に資するグループ単位での環境整備等に係る技術についても扱うものとする。
- ⑤ ③及び④について、CP による行政官等関係者の活動のレビューを支援し、2023 年乾季作から CP 主導で支援活動が実施できるようにする。
- ⑥ 不在期間の CP によるフォローアップ事項を取りまとめる。
- ⑦ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有する。また、JICA コートジボワール事務所に第 1 次現地業務結果報告書(英文または仏文)を提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (3) 第 1 次国内整理期間(2022 年 8 月中旬～8 月下旬)
 - ① 現地業務から帰国後 1 週間以内を目途に、JICA 経済開発部に第 1 次現地業務結果報告書(和文)を提出し、進捗報告を行う。
 - ② 必要に応じてワークプランを改訂し、JICA 経済開発部と打合せを行う。
 - ③ 10 日に 1 回程度の頻度で CP と連絡を行い、上述のフォローアップ事項の進捗確認を行う。
- (4) 第 2 次現地派遣期間(2022 年 9 月上旬～11 月下旬)
 - ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P 機関、JICA コートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン(案)を修正・更新し、承認を得る。
 - ② 種子生産農家を支援するため以下の活動を行う。

- ア) 第 1 次現地業務期間で選定した種子生産農家等を対象に種子生産トレーナー研修(講義・実習)および農業経営研修を実施する。
 - イ) 研修を踏まえて研修資料等のアップデートを行う。
 - ウ) 栽培状況を確認しつつ指導・助言を行うと共に、MEMINADER 種子検査員による圃場検査のファシリテーションを行う。併せて、ファシリテーション、指導・助言についての CP への技術移転を行う。
 - エ) 収穫後処理技術(収穫・乾燥等にかかる圃場レベルでの手作業を想定)について指導・助言を行うと共に、一部のサンプルを国立種子検査所(LANASEM)による収穫物検査に供するためのファシリテーションを行う。併せて、ファシリテーション、指導・助言についての CP への技術移転を行う。
- ③ 対象コメ生産農家を支援するための以下の活動を行う。
 - ア) 第 1 次現地業務期間で把握した対象コメ生産農家等を対象に米生産トレーナー研修(講義・実習)を実施する。
 - イ) 実施した研修を踏まえて研修資料等のアップデートを行う
 - ウ) 栽培状況をモニタリングしつつ指導・助言を行う。併せて、指導・助言についての CP への技術移転を行う。
 - エ) 収穫後処理技術(収穫・乾燥等にかかる圃場レベルでの手作業を想定)について指導・助言を行うと共に、一部のサンプルを国立種子検査所(LANASEM)による収穫物検査に供するためのファシリテーションを行う。
- ④ ②及び③について、CP による行政官等関係者のレビューを支援し、2023 年乾季作から CP 主導で支援活動が実施できるようにする。
- ⑤ 不在期間の CP によるフォローアップ事項を取りまとめる。
- ⑥ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有する。また、JICA コートジボワール事務所に第 2 次現地業務結果報告書(英文または仏文)を提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (5) 第 2 次国内整理期間(2022 年 12 月上旬～12 月中旬)
 - ① 現地業務から帰国後 1 週間以内を目途に、JICA 経済開発部に第 1 次現地業務結果報告書(和文)を提出し、進捗報告を行う。
 - ② 必要に応じてワークプランを改訂し、JICA 経済開発部と打合せを行う。
 - ③ 不在期間の CP によるフォローアップ事項を取りまとめる。
- (6) 第 3 次現地派遣期間(2023 年 1 月上旬～2 月中旬)
 - ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P 機関、JICA コートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン(案)を修正・更新

- し、承認を得る。
- ② 種子生産農家の支援について第 1 次現地業務期間で作成した活動暦をベースに CP が実施する以下の活動の側面支援及び技術的指導を行う（2023 年乾季作）。
- ア) 既存種子生産農家の確認および新規 SC グループ種子生産農家の選定
 - イ) 上記ア) で選定した新規 SC グループ種子生産農家等を対象にした種子生産トレーナー研修（講義・実習）および農業経営研修の実施
 - ウ) 実施した研修を踏まえての研修資料等のアップデート
 - エ) 既存および新規種子生産農家が種子生産を開始するためのファシリテーション、また栽培状況のモニタリング・指導・助言
- ③ 対象コメ生産農家の支援について第 1 次現地業務期間で作成した活動暦をベースに CP が実施する以下の活動の側面支援及び技術的指導を行う（2023 年乾季作）。
- ア) SC グループ内で対象コメ生産農家の把握
 - イ) 上記ア) で選定した対象コメ生産農家等を対象にした米生産トレーナー研修（講義・実習）の実施
 - ウ) 実施した研修を踏まえての研修資料等のアップデート
 - エ) 栽培状況をモニタリングしつつ指導・助言を行う。
 - オ) 対象コメ生産農家向けの米生産指針案アップデートをする。
- ④ 第 1 次現地業務期間に対象となった種子生産及び稲作トレーナー研修参加者のモニタリングを行い、対象グループ内での技術移転活動実施の様子を把握し、指導・助言を行う。
- ⑤ 不在期間の CP によるフォローアップ事項を取りまとめる。
- ⑥ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有する。また、JICA コートジボワール事務所に第 3 次現地業務結果報告書（英文または仏文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。
- （7） 第 3 次国内整理期間（2023 年 2 月下旬～3 月上旬）
- ① 現地業務から帰国後 1 週間以内を目途に、JICA 経済開発部に第 1 次現地業務結果報告書（和文）を提出し、進捗報告を行う。
 - ② 必要に応じてワークプランを改訂し、JICA 経済開発部と打合せを行う。
 - ③ 不在期間の CP によるフォローアップ事項を取りまとめる。
- （8） 第 4 次現地派遣期間（2023 年 3 月下旬～2023 年 5 月下旬）
- ① 現地業務開始時に、プロジェクトチーム、C/P 機関、JICA コートジボワール事務所と議論の上、必要に応じてワークプラン（案）を修正・更新

し、承認を得る。

- ② 種子生産農家の支援について第2次現地業務期間で作成した活動暦をベースに CP が実施する以下の活動の側面支援及び技術的指導を行う（2023年乾季作）

- ア) 第1次現地業務期間で選定した種子生産農家等を対象にした種子生産トレーナー研修（講義・実習）および農業経営研修の実施
- イ) 研修を踏まえた研修資料等のアップデート
- ウ) 栽培状況の確認、圃場での指導・助言、及び MEMINADER 種子検査員による圃場検査のファシリテーション
- エ) 収穫後処理技術（収穫・乾燥等にかかる圃場レベルでの手作業を想定）についての指導・助言。一部のサンプルを国立種子検査所（LANASEM）による収穫物検査に供するためのファシリテーション

- ③ 対象コメ生産農家の支援について第2次現地業務期間で作成した活動暦をベースに CP が実施する以下の活動の側面支援及び技術的指導を行う（2023年乾季作）

- ア) 第1次現地業務期間で把握した対象コメ生産農家等を対象にした米生産トレーナー研修（講義・実習）の実施
- イ) 実施した研修を踏まえた研修資料等のアップデート
- ウ) 栽培状況の確認、圃場での指導・助言
- エ) 収穫後処理技術（収穫・乾燥等にかかる圃場レベルでの手作業を想定）について指導・助言。一部のサンプルを国立種子検査所（LANASEM）による収穫物検査に供するためのファシリテーション

- ④ 第1次現地業務期間に対象となった種子生産及び稲作トレーナー研修参加者のモニタリングを行い、対象グループ内での技術移転活動実施の様子を把握し、指導・助言を行う。

- ⑤ 担当分野に係る現地活動報告をプロジェクトチームに共有する。また、JICA コートジボワール事務所に第4次現地業務結果報告書（英文または仏文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。

- （9） 帰国後整理期間（2023年6月上旬～6月下旬）

- ① 担当分野の見地から PRORIL2 中間報告書（案）作成に協力する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る実施結果、進捗を報告する。
- ③ 専門家業務完了報告書（和文）を提出し、JICA 経済開発部に現地業務完了報告を行う。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有することを目的とし、ワークプラン（案）（英文または仏文）を作成する。各現地渡航において、C/P やプロジェクトチームとの議論を深め、改訂を重ねること。英文または仏文 3 部（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書（簡易製本）

各現地業務終了時に、英文または仏文と和文を作成。提出部数は以下のとおり。

- ・英文または仏文：3部（C/P機関、JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部）

- ・和文要約：2 部（JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所へ各 1 部）

(3) 専門家業務完了報告書

2023 年 6 月 26 日(月)までに提出。

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（英文または仏文及び和文）を提出し、報告する。

英文または仏文：3部（C/P機関、JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部）

和文：2部（JICA経済開発部、JICAコートジボワール事務所へ各1部）

なお、簡易製本と併せて、電子データも提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ドバイ⇒アビジャン⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

現時点でコートジボワール入国時に隔離期間は、不要です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容：プロジェクトが実施します。

ア) 空港送迎：便宜供与あり

イ) 宿舍手配：便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：あり

エ) 通訳備上：必要に応じ、通訳の備上を行う。

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派遣開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び一部同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ (TEL:03-5226-8414) にて配付します。

・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ1終了時評価報告書(和文)(2018年7月)

・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査報告書(和文)(2019年10月)

・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ2 種子生産担当専門家報告書

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

- ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを予定していません。

(4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上